議案第３号

白岡市立学校適正規模・適正配置審議会条例

（設置）

第１条　白岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ白岡市立学校の適正規模・適正配置等に係る必要な調査及び審議を行うため、白岡市立学校適正規模・適正配置審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

⑴　市立学校（以下「学校」という。）の適正規模に関すること。

⑵　学校の適正配置に関すること。

⑶　前２号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第３条　審議会は、委員１５名以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

⑴　公募による市民

⑵　学校の校長

⑶　学校に在籍する者の保護者

⑷　学識経験者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長１名及び副会長１名を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、審議会の会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

４　審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又はその者に対し、資料の提出を求めることができる。

（傍聴）

第７条　審議会の会議は、会長の許可を得て傍聴することができる。ただし、決議により秘密会としたときは、この限りでない。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、教育委員会教育部魅力ある学校づくり推進室において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年白岡町条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

白岡市立学校適正規模・適正配置審議会	会長	日額　７，０００	１日　１，３００
	副会長	日額　６，１００	
	委員	日額　６，１００	

令和７年２月２０日提出

白岡市長　藤井　栄一郎

提　案　理　由

白岡市立学校の適正規模・適正配置に係る調査及び審議を行うことを目的として、白岡市立学校適正規模・適正配置審議会を設置するため、この案を提出するものである。